

# 取手市公共施設等総合管理計画

平成 28 年（2016）7 月

取 手 市



## はじめに

取手市は、高度経済成長期以降、首都圏の良好なベッドタウンとして発展し、昭和40年代半ばから50年代後半にかけて、学校をはじめとする公共施設やインフラを集中的に整備してきました。

現在では、当時整備された施設の老朽化が進み、公共施設の7割近くが築30年を超える状況にあり、今後、維持・保全にかかるコストが増大するとともに、一斉に更新の時期を迎えることから集中して多額の財政負担が生じることが予測されます。

一方、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の大幅な増加が見込めない状況下、社会保障費が年々上昇していることなどから、公共施設やインフラの維持や整備に充てられる財源は限られてきます。

また、それぞれの公共施設に求められるニーズも、人口減少や少子高齢化の進展に伴う人口構成の変化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、建設当時とは異なってきています。

そこで本市では、公共施設の全体像を明らかにし、課題を市民の皆様と共有するため、平成23年5月に「取手市公共施設マネジメント白書」を作成しました。この白書から見えた課題などを解決するため、この度、将来を見据えた公共施設やインフラのあり方や効率的な管理の方法について、基本的な方針や考え方を定めた「取手市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画に基づき総合的かつ適正な施設管理を推進し、常に変化し続ける社会状況や市民ニーズに答えながら、公共施設等の全体最適化と持続可能な行政経営の両立を図ってまいります。更に、私たちのまちの未来を託す大切な宝である子や孫たちが引き続き住んでいたいと感じられるようなまちづくりの仕掛けづくりとして、公共施設マネジメントを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を頂きました皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年(2016)7月

取手市長 藤井 信吾



# 目次

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の位置づけ                          |    |
| 1.  | 背景と経緯                            | 1  |
|     | (1) 社会的な背景                       | 1  |
|     | (2) 市のこれまでの取組み経緯                 | 1  |
| 2.  | 計画の位置づけ                          | 2  |
| 3.  | 計画期間                             | 2  |
| 4.  | 対象施設                             | 3  |
| 第2章 | 公共施設等を取り巻く現状と課題                  |    |
| 1.  | 人口状況                             | 4  |
|     | (1) 全体人口                         | 4  |
|     | (2) 転入転出の推移                      | 5  |
|     | (3) 地域別人口推移                      | 6  |
|     | (4) 人口状況のまとめ                     | 11 |
| 2.  | 財政状況                             | 12 |
|     | (1) 歳入及び歳出(普通会計ベース)              | 12 |
|     | (2) 過去の投資的経費の推移                  | 14 |
|     | (3) 財政状況のまとめ                     | 15 |
| 3.  | 公共施設等の状況                         | 16 |
|     | (1) 公共施設                         | 16 |
|     | (2) インフラ                         | 21 |
|     | (3) 公共施設等の状況のまとめ                 | 22 |
| 第3章 | 市民意向の把握(市民アンケート)                 |    |
| 1.  | 実施方式                             | 23 |
| 2.  | 実施結果                             | 23 |
| 第4章 | 計画の基本理念・方針                       |    |
| 1.  | 基本理念                             | 31 |
| 2.  | 基本方針                             | 35 |
| 3.  | 数値目標の設定                          | 38 |
|     | (1) 今後の財政見通し(財政条件)               | 38 |
|     | (2) 今後の公共施設等にあてられる投資的経費の想定       | 38 |
|     | (3) 改修・建替え費用のシミュレーション            | 39 |
|     | (4) 縮減により発生する費用を建替え・改修費用に充当する考え方 | 42 |
|     | (5) 数値目標の設定                      | 45 |
| 第5章 | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針              |    |
| 1.  | 公共施設                             | 46 |
|     | (1) 市民文化系施設                      | 46 |
|     | (2) 社会教育系施設                      | 52 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| (3) スポーツ・レクリエーション系施設 | 58 |
| (4) 学校教育系施設          | 61 |
| (5) 子育て支援施設          | 67 |
| (6) 保健・福祉施設          | 73 |
| (7) 市営住宅             | 77 |
| (8) 行政系施設            | 80 |
| (9) 産業系施設            | 85 |
| (10) その他施設           | 86 |
| 2. インフラ              | 87 |
| (1) 道路               | 87 |
| (2) 橋梁               | 88 |
| (3) 公園               | 90 |
| (4) 都市排水             | 91 |
| (5) 農業集落排水           | 92 |
| (6) 河川施設             | 93 |

## 第6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 公共施設                 | 94  |
| (1) 構造躯体の健全性の把握         | 95  |
| (2) 構造躯体の目標耐用年数の設定      | 96  |
| (3) 継続的な劣化状況調査の実施       | 97  |
| (4) 劣化状況の評価             | 98  |
| (5) 修繕・改修周期の設定          | 99  |
| (6) 改修時の整備レベルの設定        | 101 |
| (7) 維持管理のあり方を見直すことによる効果 | 102 |
| (8) 安全確保等への取組み          | 103 |
| 2. インフラ                 | 104 |
| (1) インフラマネジメントの必要性      | 104 |
| (2) 基本方針                | 104 |
| (3) 安全確保の実施方針           | 104 |

## 第7章 計画の推進

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1. 計画の進行管理          | 105 |
| (1) 公共施設に関する計画の進行管理 | 105 |
| (2) インフラに関する計画の進行管理 | 107 |
| 2. 推進体制の構築          | 108 |
| (1) 全庁的な推進体制        | 108 |
| (2) 情報管理・共用化に関する体制  | 108 |
| (3) 職員の意識改革         | 108 |
| 3. 市民との情報共有・合意形成の推進 | 108 |
| 4. 公民連携の推進          | 108 |

